

熊本県公報

号外 第 11 号
平成 27 年 3 月 27 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 27 年度予算の要領…………… (財政課) 1

告 示

熊本県告示第 337 号の 2

平成 27 年度熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が平成 27 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定によりその要領を公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 27 年度熊本県一般会計予算

平成 27 年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 753,795,982 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県	税	150,357,018
	1 県 民 税	54,439,395
	2 事 業 税	26,096,727
	3 地 方 消 費 税	27,787,686
	4 不 動 産 取 得 税	3,215,351
	5 県 た ば こ 税	2,028,170
	6 ゴルフ場利用税	601,640
	7 自 動 車 取 得 税	1,241,170
	8 軽油引取税	13,647,764
	9 自 動 車 税	21,086,678
	10 鉱 区 税	8,653
	11 狩 猟 税	29,965
	12 産 業 廃 棄 物 税	173,807
	13 旧法による税	12

款	項	金 額
		千円
2 地方消費税清算金		62,289,639
	1 地方消費税清算金	62,289,639
3 地方譲与税		30,296,625
	1 地方法人特別譲与税	27,432,906
	2 地方揮発油譲与税	2,714,223
	3 石油ガス譲与税	131,014
	4 地方道路譲与税	1
	5 航空機燃料譲与税	18,481
4 地方特例交付金		506,325
	1 地方特例交付金	506,325
5 地方交付税		213,573,000
	1 地方交付税	213,573,000
6 交通安全対策 特別交付金		370,080
	1 交通安全対策 特別交付金	370,080
7 分担金及び負担金		3,928,641

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	720,986
	2 負 担 金	3,207,655
8 使用料及び手数料		9,163,310
	1 使 用 料	6,215,574
	2 手 数 料	2,947,736
9 国庫支出金		109,882,302
	1 国庫負担金	43,404,122
	2 国庫補助金	64,217,993
	3 国庫委託金	2,260,187
10 財 産 収 入		1,492,631
	1 財 産 運 用 収 入	1,025,608
	2 財 産 売 払 収 入	467,023
11 寄 附 金		156,142
	1 寄 附 金	156,142
12 繰 入 金		41,577,876

款	項	金 額
		千円
	1 特別会計繰入金	769,758
	2 基金繰入金	40,808,118
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		34,094,392
	1 延滞金、加算金及び過料等	216,630
	2 県預金利子	58,102
	3 貸付金元利収入	21,946,819
	4 受託事業収入	1,356,007
	5 収益事業収入	3,581,818
	6 利子割精算金収入	3,649
	7 雑収入	6,931,367
15 県債		96,108,000
	1 県債	96,108,000
歳入合計		753,795,982

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,318,602
	1 議 会 費	1,318,602
2 総 務 費		33,912,481
	1 総 務 管 理 費	10,999,797
	2 企 画 費	6,303,357
	3 徴 税 費	6,394,682
	4 市 町 村 振 興 費	3,194,683
	5 選 挙 費	1,538,906
	6 防 災 費	4,013,701
	7 統 計 調 査 費	1,121,707
	8 人 事 委 員 会 費	161,167
	9 監 査 委 員 費	184,481
3 民 生 費		94,612,520
	1 社 会 福 祉 費	64,489,482

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	25,139,245
	3 生 活 保 護 費	4,971,896
	4 災 害 救 助 費	11,897
4 衛 生 費		57,909,662
	1 公 衆 衛 生 費	40,262,105
	2 環 境 衛 生 費	14,733,376
	3 保 健 所 費	1,623,156
	4 医 薬 費	1,291,025
5 勞 働 費		2,800,640
	1 勞 政 費	176,871
	2 職 業 訓 練 費	1,517,959
	3 失 業 対 策 費	1,013,178
	4 勞 働 委 員 会 費	92,632
6 農 林 水 産 業 費		61,405,277
	1 農 業 費	17,488,044

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,679,225
	3 農 地 費	20,801,441
	4 林 業 費	14,871,039
	5 水 産 業 費	5,565,528
7 商 工 費		27,674,281
	1 商 業 費	22,668,773
	2 工 鉱 業 費	4,350,791
	3 観 光 費	654,717
8 土 木 費		78,395,378
	1 土 木 管 理 費	2,478,859
	2 道 路 橋 り よ う 費	37,283,281
	3 河 川 海 岸 費	25,580,153
	4 港 湾 費	4,721,128
	5 都 市 計 画 費	6,263,158
	6 住 宅 費	2,068,799

款	項	金 額
		千円
9 警 察 費		37,975,396
	1 警 察 管 理 費	34,017,223
	2 警 察 活 動 費	3,958,173
10 教 育 費		169,295,215
	1 教 育 総 務 費	31,225,110
	2 小 学 校 費	58,225,717
	3 中 学 校 費	33,657,826
	4 高 等 学 校 費	30,490,719
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,434,197
	6 大 学 費	983,081
	7 社 会 教 育 費	2,687,630
	8 保 健 体 育 費	1,590,935
11 災 害 復 旧 費		4,698,866
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	657,653
	2 土 木 災 害 復 旧 費	4,041,213

款	項	金 額
		千円
12 公 債 費		115,190,136
	1 公 債 費	115,190,136
13 諸 支 出 金		68,407,528
	1 繰 出 金	4,719,176
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	425,440
	3 自動車取得税金 交 付 金	884,629
	4 利子割交付金	307,263
	5 利子割精算金	512
	6 地方消費税金 清 算 金	27,331,644
	7 地方消費税金 交 付 金	31,335,923
	8 配当割交付金	513,788
	9 株式等譲渡所得割 交 付 金	131,701
	10 軽油引取税金 交 付 金	2,757,452
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 753,795,982

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額	
1 県庁舎北側駐車場改修事業 熊 本 市	平成28年度	千円 137,447	
2 要保護児童進学応援資金貸付 児童養護施設、里親等から大学等へ進学する 者に対する生活費等資金の貸付け	平成28年度 ～平成30年度	3,975	
	年次別内訳		
	平成28年度 平成29年度 平成30年度	1,325 1,325 1,325	
3 子ども・若者総合相談センター運営業務	平成28年度 ～平成29年度	40,450	
	年次別内訳		
	平成28年度 平成29年度	20,225 20,225	
4 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく平成27年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成27年度 ～平成30年度	7,500	
5 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	平成28年度 ～平成30年度	26,484	
	年次別内訳		
	平成28年度 平成29年度 平成30年度	8,828 8,828 8,828	
6 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	平成28年度 ～平成32年度	71,790	
	年次別内訳		
	平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	14,358 14,358 14,358 14,358 14,358	
	7 最終処分場調整対策事業	平成28年度 ～平成30年度	271,641
	年次別内訳		
	平成28年度 平成29年度 平成30年度	90,547 90,547 90,547	
8 離職者訓練等委託業務	平成28年度	121,776	

事 項	期 間	限 度 額													
9 農地売買支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に2億円を限度額として農地売買支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	平成27年度 ～平成38年度	千円 120,000													
10 農地売買支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に9億4,000万円を限度額として農地売買支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成27年度 ～平成38年度	564,000													
11 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億3,472万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成27年度 ～平成38年度	81,000													
12 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成27年度において総額30億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成28年度 ～平成48年度	264,361													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>農 協 銀 行</td> <td>15年 以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.40%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内	共同	農 協	20年 以内	年1.25%以内	銀 行	年0.40%以内	年次別内訳 平成28年度 28,008 平成29年度 29,000 平成30年度 29,000 平成31年度 27,358 平成32年度 25,071 平成33年度 22,751 平成34年度 20,433 平成35年度 18,115 平成36年度 15,795 平成37年度 13,477 平成38年度 11,159 平成39年度 8,840 平成40年度 6,521 平成41年度 4,203 平成42年度 1,884 平成43年度 1,042 平成44年度 778 平成45年度 543 平成46年度 307 平成47年度 72 平成48年度 4
区 分	期 間	利子補給率													
個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内												
共同	農 協	20年 以内	年1.25%以内												
	銀 行		年0.40%以内												

事 項	期 間	限 度 額				
<p>13 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成27年度において総額 8 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給</p> <table border="1" data-bbox="247 548 863 683"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内	<p>平成28年度 ～平成43年度</p> <p>年次別内訳</p> <p>平成28年度 9,658 平成29年度 10,000 平成30年度 10,000 平成31年度 9,199 平成32年度 8,084 平成33年度 6,952 平成34年度 5,822 平成35年度 4,691 平成36年度 3,559 平成37年度 2,429 平成38年度 1,804 平成39年度 1,377 平成40年度 961 平成41年度 544 平成42年度 127 平成43年度 6</p>	<p>千円</p> <p>75,213</p>
期 間	利子補給率					
15年以内	年1.25%以内					
<p>14 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証</p>	<p>平成27年度 ～平成28年度</p>	<p>340,791</p>				
<p>15 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証</p>	<p>平成27年度 ～平成28年度</p>	<p>5,582</p>				
<p>16 受免地区県営かんがい排水事業 玉 名 市</p>	<p>平成28年度</p>	<p>60,000</p>				
<p>17 郡築地区県営かんがい排水事業 八 代 市</p>	<p>平成28年度</p>	<p>100,000</p>				

事 項	期 間	限 度 額
18 前潟地区県営かんがい排水事業 天 草 市	平成28年度 ～平成29年度	千円 200,000
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	150,000 50,000
19 宇土八水地区県営かんがい排水事業 熊 本 市	平成28年度 ～平成29年度	139,000
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	71,000 68,000
20 呑崎地区県営かんがい排水事業 玉 名 市	平成28年度 ～平成29年度	537,000
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	353,000 184,000
21 横島地区県営かんがい排水事業 玉 名 市	平成28年度 ～平成29年度	552,000
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	400,000 152,000
22 井寺地区県営かんがい排水事業 嘉 島 町	平成28年度 ～平成29年度	575,000
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	400,000 175,000
23 昭和地区県営経営体育成基盤整備事業 八 代 市	平成28年度 ～平成29年度	600,000
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	300,000 300,000

事 項	期 間	限 度 額				
24 野崎地区県営経営体育成基盤整備事業 八 代 市	平成28年度 ～平成29年度	千円 108,500				
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	74,400 34,100				
25 亀松地区農地防災事業 宇 城 市	平成28年度	274,000				
26 野崎地区農地防災事業 八 代 市	平成28年度 ～平成29年度	241,500				
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度	165,600 75,900				
27 碓江地区農地防災事業 熊 本 市	平成28年度 ～平成30年度	1,180,000				
	年次別内訳					
	平成28年度 平成29年度 平成30年度	460,000 450,000 270,000				
28 土野地区障害防止事業 御 船 町	平成28年度	295,000				
29 森林取得資金利子助成 森林経営に意欲ある担い手が、公益社団法人 熊本県林業公社のあっせんを受け森林を取得す るために必要な資金を金融機関から借り入れた 場合の担い手に対する利子助成	平成27年度 ～平成31年度	5,000				
	年次別内訳					
	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	1,000 1,000 1,000 1,000 1,000				
<table border="1"> <tr> <td>期 間</td> <td>利子助成額</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年20万円以内</td> </tr> </table>		期 間	利子助成額	5年以内	年20万円以内	
期 間	利子助成額					
5年以内	年20万円以内					

事 項		期 間	限 度 額													
30 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、平成27年度において総額 4 億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給		平成28年度 ～平成47年度	千円 38,031													
		年次別内訳 平成28年度 4,728 平成29年度 4,711 平成30年度 4,497 平成31年度 3,977 平成32年度 3,372 平成33年度 2,871 平成34年度 2,505 平成35年度 2,169 平成36年度 1,869 平成37年度 1,557 平成38年度 1,309 平成39年度 1,118 平成40年度 932 平成41年度 737 平成42年度 547 平成43年度 407 平成44年度 318 平成45年度 226 平成46年度 136 平成47年度 45														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人施設等資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設等資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年以内</td> <td>年0.4%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年以内	年1.25%以内	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内	共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年0.4%以内		
区 分	期 間	利 子 補 給 率														
個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年以内	年1.25%以内													
	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内														
共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年0.4%以内													
31 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、平成27年度において総額 1 億円の 範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対す る利子補給		平成28年度 ～平成37年度	8,133													
		年次別内訳 平成28年度 1,254 平成29年度 1,251 平成30年度 1,251 平成31年度 1,160 平成32年度 985 平成33年度 803 平成34年度 625 平成35年度 446 平成36年度 269 平成37年度 89														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	10年以内	年1.25%以内											
期 間	利子補給率															
10年以内	年1.25%以内															
32 資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援 利子助成 資源管理計画、漁場改善計画又は浜の活力再 生プランに参画した漁業者が、漁船の取得等 のために漁業近代化資金等を漁業協同組合等 から借り入れた場合の漁業者に対する利子助成		平成28年度 ～平成38年度	50,231													
		年次別内訳 平成28年度 6,250 平成29年度 6,250 平成30年度 6,250 平成31年度 5,758 平成32年度 5,237 平成33年度 4,716 平成34年度 4,196 平成35年度 3,675 平成36年度 3,154 平成37年度 2,633 平成38年度 2,112														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船取得</td> <td>10年以内</td> <td rowspan="2">年2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5年以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子助成率	漁船取得	10年以内	年2.0%以内	その他	5年以内							
区 分	期 間	利子助成率														
漁船取得	10年以内	年2.0%以内														
その他	5年以内															

事 項	期 間	限 度 額		
33 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額260億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成27年度 ～平成40年度	千円 119,200		
34 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	平成28年度 ～平成37年度	12,004		
	<table border="1" data-bbox="244 725 863 846"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table> 年次別内訳 平成28年度 2,000 平成29年度 2,000 平成30年度 1,778 平成31年度 1,556 平成32年度 1,334 平成33年度 1,112 平成34年度 889 平成35年度 667 平成36年度 445 平成37年度 223	期 間	利子助成率	10年以内
期 間	利子助成率			
10年以内	年1.0%以内			
35 企業立地促進費補助	平成28年度 ～平成31年度	1,200,000		
	年次別内訳 平成28年度 300,000 平成29年度 300,000 平成30年度 300,000 平成31年度 300,000			
36 道路改築事業 (国道266号(仮) 登立1号橋) 上 天 草 市	平成28年度	630,000		
37 道路改築事業 (国道324号第二天草瀬戸大橋) 天 草 市	平成28年度	330,000		
38 堰堤改良事業 (市房ダム) 水 上 村	平成28年度 ～平成31年度	385,000		
	年次別内訳 平成28年度 370,000 平成29年度 5,000 平成30年度 5,000 平成31年度 5,000			
39 天草空港改修事業 天 草 市	平成28年度	51,000		
40 氷川機動センター(仮称)整備事業 氷 川 町	平成28年度	409,084		

事 項	期 間	限 度 額
41 河川等災害復旧事業 (国道445号瀬目トンネル) 五 木 村	平成28年度	千円 504,000
42 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成27年度 ～平成37年度	元金1,391,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
43 情報処理関連業務	平成28年度 ～平成32年度	72,238
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	56,457 8,435 4,158 2,732 456
44 事務機器等賃借	平成28年度 ～平成34年度	1,779,204
	年次別内訳 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度	397,688 375,821 375,326 375,326 245,513 8,178 1,352

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	1,859,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
農地海岸保全 国庫補助事業費	552,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
農地防災 国庫補助事業費	308,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
湛水防除 国庫補助事業費	370,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
造林 国庫補助事業費	264,000			
林道 国庫補助事業費	612,000			
治山 国庫補助事業費	2,313,000			
保安林整備 国庫補助事業費	191,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	203,000			
漁港 国庫補助事業費	519,000			
観光施設整備 事業費	22,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	4,950,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,896,000			
河川 国庫補助事業費	3,801,000			
砂防 国庫補助事業費	2,631,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川海岸保全 国庫補助事業費	千円 147,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
港湾建設費 国庫補助事業費	637,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
街路費 国庫補助事業費	1,073,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
都市公園整備費 事業費	273,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
公営住宅費 建設事業費	478,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすること
空港直轄事業金 負担金	193,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	とができる。
農地海岸直轄事業金 負担金	365,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
道路直轄事業金 負担金	4,800,000	り入れることがで きる。		
河川直轄事業金 負担金	3,740,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
砂防直轄事業金 負担金	192,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
港湾直轄事業金 負担金	901,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
治山災害現年 発生国庫費	2,000	とすることができる。		
漁港災害現年 発生国庫費	6,000			
公共土木現年 発生国庫費	1,350,000			
公共土木過年 発生国庫費	49,000			

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
ヘリコプター 関連施設 整備事業費	116,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内 (ただし、	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等
総合庁舎整備 事業費	231,000	会社、その他	利率見直し	償還又は元金均等
県庁舎整備 事業費	98,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
防災情報 ネットワーク 整備事業費	2,921,000	公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直 しを行った	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
老人福祉施設整備 事業費	298,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又	後において は、当該見 直し後の利 率)	
石綿健康被害 救済基金拠出金	14,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
産業廃棄物 最終処分場 整備事業費	1,429,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
農業大 学 校 整備 事業費	71,000			
家畜保健衛生所 整備事業費	126,000			
単県治山事業費	58,000			
水産研究センター 整備事業費	81,000			
単県道路整備 事業費	4,998,000			
単県河川整備 事業費	1,804,000			
単県砂防整備 事業費	305,000			
単県河川海岸整備 事業費	73,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
天草空港整備費 事業費	千円 219,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
単県街路整備費 事業費	49,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
単県公園整備費 事業費	31,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
警察施設整備費 事業費	250,000			
交通安全施設整備費 事業費	439,000			
県立高等学校整備費 事業費	2,061,000			
社会教育施設整備費 事業費	258,000			
臨時財政対策債	39,790,000			
退職手当債	4,610,000			

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>公 有 林 業 整 備 費 公 事</p>	<p>81,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 50年以内 年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>96,108,000</p>			

平成27年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成27年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,913,565千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,598
	1 一般会計繰入金	1,598
2 繰 越 金		79,096
	1 繰 越 金	79,096
3 諸 収 入		1,832,871
	1 貸付金元利収入	1,829,396
	2 雑 入	3,475
歳 入 合 計		1,913,565

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 81,998
	1 中小企業振興資金	81,998
2 公 債 費		1,283,590
	1 公 債 費	1,283,590
3 諸 支 出 金		547,977
	1 繰 出 金	547,977
歳 出 合 計		1,913,565

平成27年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成27年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,689千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 48,283
	1 繰 越 金	48,283
2 諸 収 入		84,406
	1 貸付金元利収入	84,406
歳 入 合 計		132,689
歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 132,689
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	132,689
歳 出 合 計		132,689

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金、及び修業資金の貸付け	平成28年度 ～平成33年度	千円 583,752
	年次別内訳	
	平成28年度	97,292
	平成29年度	97,292
	平成30年度	97,292
	平成31年度	97,292
	平成32年度	97,292
平成33年度	97,292	

平成27年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成27年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,814,000
	1 証 紙 収 入	2,814,000
2 繰 越 金		186,000
	1 繰 越 金	186,000
歳 入 合 計		3,000,000
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

平成27年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成27年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286,917千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		19,423
	1 使 用 料	19,423
2 財 産 収 入		156,506
	1 財 産 運 用 収 入	147
	2 財 産 売 払 収 入	156,359
3 繰 入 金		75,951
	1 一 般 会 計 繰 入 金	68,826
	2 基 金 繰 入 金	7,125
4 繰 越 金		35,037
	1 繰 越 金	35,037
歳 入 合 計		286,917

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 286,917
	1 高 等 学 校 費	286,917
歳 出 合 計		286,917

平成27年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成27年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,176,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		618,219
	1 使 用 料	618,219
2 財 産 収 入		289,789
	1 財 産 売 払 収 入	289,789
3 繰 入 金		1,174,480
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,174,480
4 繰 越 金		168,850
	1 繰 越 金	168,850
5 諸 収 入		10,503
	1 雑 入	10,503
6 県 債		915,000
	1 県 債	915,000
歳 入 合 計		3,176,841

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,157,911
	1 港 湾 費	1,157,911
2 公 債 費		1,942,963
	1 公 債 費	1,942,963
3 諸 支 出 金		75,967
	1 繰 出 金	75,967
歳 出 合 計		3,176,841

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	915,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

平成27年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成27年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,226千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		9,257
	1 財 産 運 用 収 入	9,257
2 繰 入 金		48,301
	1 基 金 繰 入 金	48,301
3 繰 越 金		22,668
	1 繰 越 金	22,668
歳 入 合 計		80,226

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		80,226
	1 港 湾 費	80,226
歳 出 合 計		80,226

平成 27 年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成 27 年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,367,552 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		144,940
	1 国庫補助金	144,940
2 財産収入		706
	1 財産運用収入	706
3 繰越金		365,559
	1 繰越金	365,559
4 諸収入		856,347
	1 貸付金元利収入	856,347
歳 入 合 計		1,367,552
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 教育費		1,367,552
	1 育英資金	1,367,552
歳 出 合 計		1,367,552

平成27年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成27年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,774,756千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		1,166
	1 一般会計繰入金	1,166
2 繰 越 金		229,495
	1 繰 越 金	229,495
3 諸 収 入		1,064,095
	1 貸付金元利収入	1,064,095
4 県 債		480,000
	1 県 債	480,000
歳 入 合 計		1,774,756

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 1,274,242
	1 林 業 改 善 資 金	1,274,242
2 公 債 費		500,382
	1 公 債 費	500,382
3 諸 支 出 金		132
	1 繰 出 金	132
歳 出 合 計		1,774,756

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
木材産業等高度化 推進資金貸付金	480,000	林業信用 基金貸付金 の借入れ	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 5年以内 満期一括償還

平成27年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成27年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,834千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		1,786
	1 一般会計繰入金	1,786
2 繰 越 金		45,014
	1 繰 越 金	45,014
3 諸 収 入		110,034
	1 貸付金元利収入	110,034
歳 入 合 計		156,834
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,834
	1 沿岸漁業改善資金	156,834
歳 出 合 計		156,834

平成27年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成27年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421,702千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰越金		154,808
	1 繰越金	154,808
2 諸収入		266,894
	1 貸付金元利収入	266,894
歳 入 合 計		421,702

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 300,263
	1 市町村振興資金	300,263
2 諸 支 出 金		121,439
	1 繰 出 金	121,439
歳 出 合 計		421,702

平成27年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成27年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,389,511千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,782,434
	1 負 担 金	1,782,434
2 国庫支出金		768,215
	1 国庫補助金	768,215
3 繰入金		370,498
	1 一般会計繰入金	370,498
4 繰越金		88,666
	1 繰越金	88,666
5 諸収入		4,298
	1 雑 入	4,298
6 県 債		375,400
	1 県 債	375,400
歳 入 合 計		3,389,511

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,666,165
	1 流域下水道費	2,666,165
2 公 債 費		715,992
	1 公 債 費	715,992
3 諸 支 出 金		7,354
	1 繰 出 金	7,354
歳 出 合 計		3,389,511

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 熊 本 市	平成28年度	千円 85,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 178,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
球磨川上流流域 下水道事業費	50,000	(借入方法) 証券借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
八代北部流域 下水道事業費	90,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>流域下水道事業 特別会計 借換債</p>	<p>57,400</p>	<p>(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>375,400</p>			

平成27年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成27年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		26,700
	1 財 産 運 用 収 入	26,700
2 繰 入 金		18,498
	1 一 般 会 計 繰 入 金	18,498
3 繰 越 金		24,104
	1 繰 越 金	24,104
4 県 債		20,000
	1 県 債	20,000
歳 入 合 計		89,302

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		42,501
	1 工 鉱 業 費	42,501
2 公 債 費		29,912
	1 公 債 費	29,912
3 諸 支 出 金		16,889
	1 繰 出 金	16,889
歳 出 合 計		89,302

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p>20,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

平成27年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
平成27年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,435,886千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に
よる。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすこ
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2
表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 780,937
	1 分担金及び負担金	780,937
2 チ ッ ソ 貸 付 費		3,105,329
	1 諸 収 入	3,105,329
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
4 支 援 措 置 費		4,529,204
	1 国 庫 支 出 金	2,767,470
	2 繰 入 金	1,071,734
	3 県 債	690,000
5 一 時 金 支 払 関 係 費		744,149
	1 繰 入 金	744,149
歳 入 合 計		9,435,886

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 1,008,707
	1 公 債 費	1,008,707
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,029
	1 公 債 費	5,645,029
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 公 債 費	276,267
4 支 援 措 置 費		1,761,734
	1 環 境 費	690,000
	2 公 債 費	1,071,734
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援		744,149
	1 公 債 費	744,149
歳 出 合 計		9,435,886

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 690,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

平成27年度熊本県公債管理特別会計予算

平成27年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,158,432千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		319,850
	1 財 産 運 用 収 入	319,850
2 繰 入 金		49,235,009
	1 一 般 会 計 繰 入 金	42,083,009
	2 基 金 繰 入 金	7,152,000
3 県 債		44,603,573
	1 県 債	44,603,573
歳 入 合 計		94,158,432
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 費		94,158,432
	1 公 債 費	94,158,432
歳 出 合 計		94,158,432

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	44,603,573	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

平成27年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 161,600,359kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			1,575,654千円
第1項 営業収益			1,539,948千円
第2項 営業外収益			35,706千円
	支	出	
第1款 事業費			1,507,262千円
第1項 営業費用			1,389,469千円
第2項 営業外費用			44,436千円
第3項 特別損失			33,357千円
第4項 予備費			40,000千円
			(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,127,472千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,550千円及び過年度分損益勘定留保資金1,045,922千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			603,882千円
第1項 他会計からの返還金			365,554千円
第2項 荒瀬ダム関連交付金等			238,328千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,731,354千円
第1項 建設改良費			1,329,247千円
第2項 企業債償還金			126,553千円
第3項 他会計への繰出金			265,554千円
第4項 予備費			10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業	平成27年度 ～平成32年度	千円 10,141,200
	年次別内訳	
	平成27年度	0
	平成28年度	323,968
	平成29年度	365,180

	平成30年度 平成31年度 平成32年度	千円 1,172,232 4,742,604 3,537,216
企業局所有設備更新事業	平成27年度 ～平成28年度	414,312
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	392,344 21,968

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 579,076千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成27年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水箇所数 38箇所
- (2) 年間総給水量 8,572,452 m³
- (3) 一日平均給水量 23,422 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		1,153,798千円
第1項 営業収益		769,838千円
第2項 営業外収益		383,960千円
支 出		
第1款 事業費		1,229,758千円
第1項 営業費用		1,101,182千円
第2項 営業外費用		118,576千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額208,847千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,429千円及び過年度分損益勘定留保資金185,418千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		1,483,380千円
第1項 長期借入金		887,305千円
第2項 工事受託金		449,390千円
第3項 補助金		146,685千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,692,227千円
第1項 建設改良費		765,685千円
第2項 企業債償還金		405,085千円
第3項 長期借入金償還金		377,457千円
第4項 他会計への繰出金		144,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有明工業用水道設備更新事業	平成27年度 ～平成28年度	千円 709,739
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	397,626 312,113

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 62,384千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、213,404千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成27年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間普通駐車台数 110,356台
- (2) 年間定期駐車台数 3,486台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			131,940千円
第1項 営業収益			129,420千円
第2項 営業外収益			2,520千円
	支	出	
第1款 事業費			91,274千円
第1項 営業費用			85,051千円
第2項 営業外費用			4,223千円
第3項 予備費			2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額90,290千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,688千円及び過年度分損益勘定留保資金83,602千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			90,290千円
第1項 建設改良費 (一時借入金)			90,290千円

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

 第1款 事業費

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,308千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成27年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	45,018人
外 来	26,730人
(3) 一日平均患者数	
入 院	123人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,614,066千円
第1項 医業収益			820,609千円
第2項 医業外収益			793,457千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,611,518千円
第1項 医業費用			1,531,293千円
第2項 医業外費用			80,175千円
第3項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額264,803千円は過年度分損益勘定留保資金264,803千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			264,803千円
第1項 建設改良費			64,082千円
第2項 企業債償還金			200,721千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	863,342千円
(2) 交際費	70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。